

新型コロナウイルス関連

職域のための 感染症対策ガイド

令和3年1月度
安全衛生委員会資料
産業医 西川菜摘



一般的な検査の解釈

PCR検査



ウイルスの遺伝子(RNA)を増殖させて検出。
ウイルスを検出できるのは高くても70%程度と
言われている。感染力のないウイルスが
残存しているだけでもRNAを検出し、
陽性になることがある。(偽陽性)

抗原検査



ウイルスの一部を検出する。
見逃し(偽陽性)の危険性があり、
陽性となる確率は37~66%。

抗体検査



ウイルスに対する体の免疫反応によっ
て生じた抗体を調べる。
過去の一般的なコロナウイルス(風邪)
への感染でも陽性になる可能性があ
る。(偽陽性)

■偽陽性とは

感染していない、あるいは
感染力のないウイルスが
残存しているだけでも
陽性になることがある



ウイルスが存在して
いても陽性にならな
いことがある

「陰性」だからといって
「新型コロナウイルスに
感染していない」
との証明にはなりません

各検査の特徴のまとめ

	PCR検査	抗原検査	抗体検査
検体採取部位	鼻・喉の粘液、 喀痰・唾液	鼻・喉の粘液、 喀痰・唾液	血液
感染状況	現在	現在	過去
陽性の場合	感染している	感染している	他のコロナウイルス感 染の可能性はある
陰性の場合	感染を否定できない		
精度	7割程度	PCR検査より 劣る	精度にばらつきがある
課題	結果が出るま でに時間がか かる(半日程 度)	感染している のに陰性にな る割合が高い	感染していなくても陽 性になることがある



陰性証明について

表 6 陰性証明書の取り扱いに関する注意点

目的	検査の適用	備考
ビジネス 渡航	○	政府間の取り決めである。出国前に鼻咽頭拭い液による PCR 検査が求められることが多い、検査法の詳細は各国の在日大使館などで確認すること。
治癒証明	×	感染後 1 週間程で感染性は急激に低下するため、陰性証明書を発行する医学的妥当性は乏しく、かつ医療機関に過度な負担を強いる事になるため、罹患者に対しては陰性証明書の提出を求めてはならない。
その他	△	医学的妥当性と社会的ニーズを考慮して、ケースバイケースで対応する。
備考		<ul style="list-style-type: none">検査を提供している医療機関で自費診療で検査を受ける。保健所では陰性証明書のための検査は実施していない。海外からの日本への入国時の PCR 検査は唾液採取で行われるようになった。事業所内診療所での検査を検討する場合には、「陽性者がでた場合の対応」や「偽陰性や偽陽性があること」を十分に議論しておく必要がある。

PCR検査で陰性だからと言って「感染していない」ことを完全に証明するものではありません！安易に陰性証明を求めず、従業員の自由意志にゆだねましょう



ビジネス渡航目的など健常者（濃厚接触者を除く）に検査を実施する場合は、原則的に自費診療となります

個人情報保護について

■ 対外的発表の留意事項



適切なタイミング

新型コロナウイルスの感染者が出たことについて適切なタイミングと内容で対外的に発表しなければ、直接の取引先に対する信用低下、地域住民の不安、株価への影響などを招く。



取引先への対応

直接の取引先などで濃厚接触者が想定されるような場合には、ただちに取引先にその旨を伝えて今後の対応を協議しなければならない。



報告の義務

ビルや建物の所有者や管理者に対しても、ただちに報告を行う必要がある。
→ 消毒作業の実施や今後の施設利用について検討する必要があるため。



個人情報の取り扱い

報告内容としては、濃厚接触者の特定や感染経路確認との関係で「誰」が感染したかという情報も必要になる。この場合でも個人情報の取扱いについては十分に配慮するとともに、先方の担当者にもその旨を伝え、情報は限られた範囲で取り扱う必要がある。

個人情報保護について Q&A

Q1.社員に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者が出た。
社内公表する場合の注意点は何か？



同一事業者内での個人データの提供は「第三者提供」に該当しないため、社内で個人データを共有する場合には、**本人の同意は必要ない**。
また、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても当該事業者内での2次感染防止や事業活動の継続のために必要がある場合には**本人の同意を得る必要はない**。

Q2.社員が新型コロナウイルスに感染し、当該社員が接触したと考えられる取引先にその旨情報提供することを考えている。社員本人の同意を取ることが困難なのだが提供することはできるか。



当該社員の個人データを取引先に提供する場合、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても取引先での2次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合には**本人の同意は必要ない**。

個人情報の保護について Q&A

Q3.社員が新型コロナウイルスに感染し、管轄の保健所から積極的疫学調査のためとして当該社員の勤務中の行動歴の提供依頼があった。社員本人の同意を取ることが困難なのだが提供することはできるか。



保健所が、感染症法第15条第1項に基づく積極的疫学調査のため事業者に対し新型コロナウイルスに感染した社員の勤務中の行動歴の提供を依頼している場合には当該情報の提供に当たり本人の同意は必要ない。



個人情報の取り扱いには
十分注意しましょう！！



STOP！コロナハラスメント

公的機関の提供する**正確な情報**を入手し、
冷静な行動に努めましょう。

新型コロナウイルス感染症に対する誤解や偏見により、感染者やその家族、医療従事者、感染者が発生した事業所などに対する誹謗・中傷、差別といったハラスメントが発生しています！

新型コロナウイルスに対する不安でストレスが高まり、気持ちに余裕がなくなると、イライラしたり攻撃的になる可能性があります。リラックスできる環境を整えてみましょう。

相談窓口

- みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110
- 子ども人権110番(全国共通通話料無料) ☎0120-007-110
- 女性の人権ホットライン(全国共通) ☎0570-070-810
- 外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

